

第122号議案

足立区立図書館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成18年9月21日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区立図書館条例の一部を改正する条例

足立区立図書館条例（昭和44年足立区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

足立区立中央図書館	
分館	足立区立常東コミュニティ図書館

を

「

中央館	足立区立中央図書館	
	分館	足立区立常東コミュニティ図書館

に、

「地域図書館」を「地域館」に改める。

第3条中「足立区教育委員会が」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第2条の次に次の9条を加える。

（事業）

第3条 図書館は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に基づき、次の事業を実施する。

（1） 別表第1に規定する図書館資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供すること。

（2） 総合的な資料案内及び読書相談

- (3) 読書会、映画会、鑑賞会、資料展示会等の開催
- (4) 他の図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借、情報提供等を行うこと。
- (5) 足立区教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める団体登録をした団体への支援
- (6) その他図書館の目的達成に必要な付帯事業
（開館時間及び休館日）

第4条 開館時間及び休館日は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要と認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。ただし、次条第1項の規定により図書館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が管理を行う場合にあっては、指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
（指定管理者による管理）

第5条 図書館の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定する指定管理者に行わせることができる。

- 2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。
（指定管理者の指定）

第6条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により図書館の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 教育委員会は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者選定審査会への諮問)

第7条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区地域学習センター条例（平成13年足立区条例第34号）第19条に規定する足立区生涯学習関連施設指定管理者選定審査会に諮問することができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第8条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する事業（教育委員会が別に定めるものを除く。）
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が図書館の管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第9条 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び図書館の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、図書館を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、図書館の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(原状回復の義務)

第10条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 1 1 条 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

付則の次に別表として次の 2 表を加える。

別表第1 (第3条関係)

図書館資料	中央館		地域館	
	中央図書館	分館	梅田図書館	他の図書館
図書資料	○	○	○	○
録音テープ	○			
ビデオテープ	○	○	○	○
16ミリフィルム			○	
その他の視聴覚資料	○	○	○	○

備考 図書館は、○を付した図書館資料を収集、整理、保存して、一般の利用に供する。

別表第2 (第4条関係)

館	開館時間	休館日
中央館(分館を除く。)	午前9時から午後8時まで	1 12月29日から同月31日まで 2 1月1日から同月4日まで 3 館内整理日 毎月末日(12月は28日) ただし、3月及び12月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その直前の金曜日(その日が休日に当たるときは、その前日)とする。 4 特別整理期間 年間15日以内 5 館内消毒日 年間2日以内 6 設備等の保守点検日 年間12日以内
地域館(宮城コミュニティ図書館を除く。)	午前9時から午後8時まで	1 12月29日から同月31日まで 2 1月1日から同月4日まで 3 館内整理日 毎月末日(12月は28日) ただし、3月及び12月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合は、その直前の金曜日(その日が休日に当たるときは、その前日)とする。 4 特別整理期間 年間15日以内 5 館内消毒日 年間2日以内 6 設備等の保守点検日 年間6日以内
常東コミュニティ図書館	午前9時から午後5時まで	1 月曜日 2 休日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日とする。 3 12月29日から同月31日まで 4 1月2日から同月4日まで

		<p>5 館内整理日 毎月末日（12月は28日） ただし、3月及び12月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合は、その直前の金曜日（その日が休日に当たるときは、その前日）とし、末日が休館日に当たる場合はその翌日とし、12月28日が休館日に当たる場合は12月27日とする。</p> <p>6 特別整理期間 年間15日以内</p> <p>7 館内消毒日 年間2日以内</p> <p>8 設備等の保守点検日 年間6日以内</p>
宮城コミュニティ図書館	午前10時から午後6時まで	<p>1 月曜日</p> <p>2 12月29日から同月31日まで</p> <p>3 1月1日から同月4日まで</p> <p>4 館内整理日 毎月末日（12月は28日） ただし、3月及び12月を除く月の末日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合は、その直前の金曜日（その日が休日に当たるときは、その前日）とし、末日が休館日に当たる場合はその翌日とし、12月28日が休館日に当たる場合は12月27日とする。</p> <p>5 特別整理期間 年間15日以内</p> <p>6 館内消毒日 年間2日以内</p> <p>7 設備等の保守点検日 年間6日以内</p>

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の表の改正規定及び第3条中「足立区教育委員会が」を「規則で」に改め、同条を第12条とし、第2条の次に9条を加える改正規定（第4条（同条第2項ただし書を除く。）及び第5条から第7条までに係る部分に限る。）並びに付則の次に2表を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

図書館の管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。